

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

Insurance Accounting Newsletter

過去の見解の相違および新たな延期によりコンバージェンスは不確実となる

イントロダクション(Introduction)

前回のニュースレター発行後、国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は合同会議を 1 回開催し、それぞれ数回の教育セッションを開催した。

合同会議においては、会計単位とリスク分散の評価、支払備金の割引、不利な契約および有配当契約に関連する論点などのいくつかの重要な論点が議論され、このうち多くの項目について進展があった。両審議会はそれぞれの教育セッションで保険料配分アプローチについて議論したが、開催が予定されていた FASB・IASB 合同会議は直前にキャンセルとなり、2 月の合同会議に持ち越された。

最近、IASB と FASB のウェブサイトの改訂ワークプランにおいて残念なニュースが公表された。「レビュー・ドラフトまたは改訂公開草案」は第 2 四半期ではなく、第 3 四半期または第 4 四半期に公表予定であることが明らかになり、2015 年が発効日となる可能性は低くなった。

保険プロジェクトの延期と共に、両審議会は「金融商品」、「収益認識」および「リース」に係るプロジェクトについても延期を公表した。2011 年後半に公表された直近のワークプランと比較すると、軒並みすべてのプロジェクトは 3 ヶ月から 6 ヶ月ほど計画が後倒しとなり、2012 年中にマイルストーン文書 (レビュー・ドラフト、改訂公開草案またはディスカッション・ペーパー) を公表する計画となっている。

これらの基準書はもはや 2012 年中の完成を目指したものでなくなり、また当初 IASB が意図していたほとんどの IFRS 改訂の発効日を 2015 年にすることの再検討が必要である。

IFRS 第 9 号の改訂を含む両審議会の協働およびワークプラン

IASB と FASB との間には従前より保険契約負債の会計処理に関する根本的な考え方の違いがある。1 月 12 日、IASB 議長 Hans Hoogervorst (ハンス・フーヘルフォルスト) は、保険プロジェクトのコンバージェンスにあたって困難に直面していることを公の場で認めた。IFRS 評議会に対する議長報告において彼は以下のように述べている。「また、我々は金融商品および保険に係る FASB とのコンバージェンスにおいて多くの困難を経験した。IFRS および USGAAP を使用する人々にとって財務報告の大幅な改善が必要とされる分野が遅延することは不幸なことではあるが、失敗に終わったわけではない。むしろこのことは IASB が慎重であり、対応力があり、責任感が強いことの証左である。」これに加えてフーヘルフォルスト氏より以下の言及があった。

- ・保険プロジェクトはコンバージェンスプロジェクトではないが、IFRS と USGAAP とで共通の会計ルールの設定が切望されるプロジェクトである。
- ・米国の保険会社は IASB に対して現行 USGAAP を維持するよう強い働きかけを行っている。IASB は共同プロジェクトにすることに慎重だったのは、それにより基準書公表が数年遅れると考えたからである。
- ・「コンバージェンス達成を「ボトムアップ」により行うことは望ましいが、「トップダウン」による明確な意思決定の代替にはなり得ない」と彼は述べた。

これらのコメントは、両審議会が単一のモデルによる完全なコンバージェンスを最終基準書の公表予定期間内に達成することができるのかについて疑問を呈しているとみられるとともに、保険契約についてのコンバージェンスの達成という両審議会のコミットメ

ントをIASBが解消する布石を打っているとみられる。

このような違いにもかかわらず、資産・負債のミスマッチおよびIFRS第9号の改訂に関して重要な進展があった。1月27日に、両審議会は金融商品の分類および測定の一部領域について、両者間の主要な差異を減少させるための見直しを協働で行うという決定を公表した。特に両審議会は、「第3の分類区分(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品)のベースおよび範囲」については保険プロジェクトとの関連を考慮して検討する。

しかし、この決定は上述した保険プロジェクトの更なる延期について両審議会が言及するほんの数日前になされたものである。

会計単位およびポートフォリオの定義

会計単位は保険負債の測定において重要な概念である。なぜならそれはリスク調整負債を見積る際にどの程度の粒度(すなわち、個別契約、ポートフォリオ等)で行うのかを決定するからである。会計単位概念およびポートフォリオの定義は12月16日の合同会議で議論され、その会議ではスタッフが3つの包括的な文書で提案を行った。各々に含まれていた提案の概要は以下のとおりである。

ポートフォリオの定義

スタッフは以下の事項を提案した。

a) 基準では、保険契約のポートフォリオを以下のような契約のグループとして定義すべきである。

- i. 類似したリスクに晒されている
- ii. 類似した収益性予想を有する
- iii. 単一のプールとして一体で管理されている

b) 保険者が「類似したリスク」、「類似した収益性予想」および「一体で管理されている」といった用語の解釈に役立つ適用指針を追加すべきである。

会計単位: 残余/単一マージンおよび不利な契約

スタッフは以下の事項を提案した。

a) 当初認識時の残余/単一マージンは、ポートフォリオ・レベルで算定すべきである。

b) 当初認識後の残余マージンは、ポートフォリオ・レベルで算定すべきである(IASBのみ)。

c) 特定の期間の損益に残余/単一マージンを配

分する際に、保険者は、ポートフォリオ内で、契約開始日、予想満期日および残余/単一マージンの解放の予想パターンが類似した契約をグループ化するべきである。

d) 不利な契約テストは、以下の両方について、ポートフォリオ・レベルで実施すべきである。

- i. カバー開始前の期間
- ii. 保険料配分アプローチの使用時

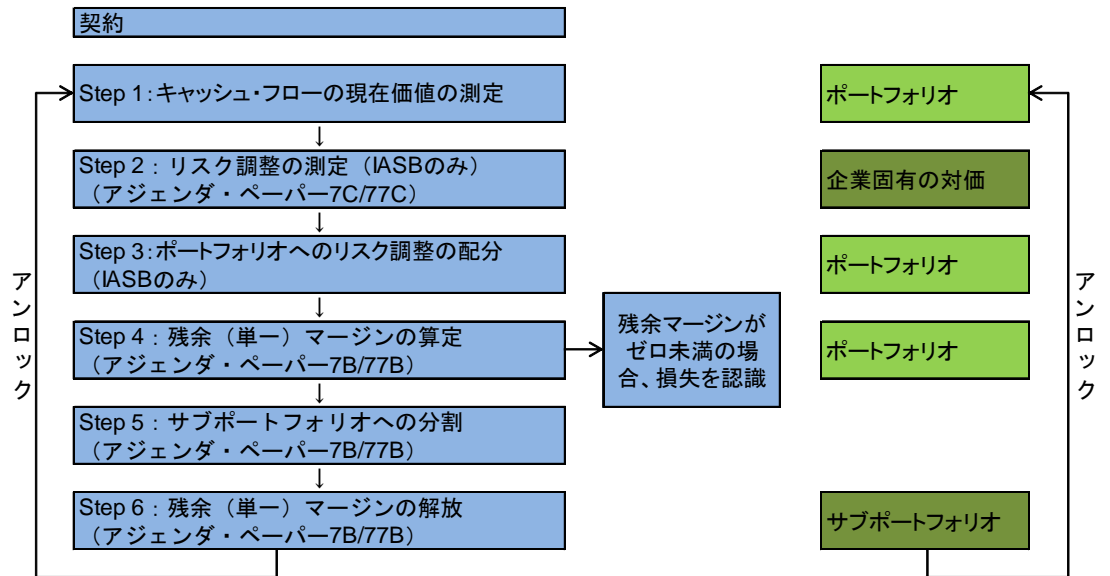
会計単位: リスク調整

スタッフは、リスク調整の目的が達成される限り、リスク調整を算定する際に使用される会計単位を規定すべきではないと提案した。

この結論の根拠は、個別契約のレベルが最も詳細な情報を提供するが、粒度が小さすぎてリスクのプールの状況を反映しないこと、および、個別契約のリスクと予想キャッシュ・フローは、ポートフォリオのリスクと予想キャッシュ・フローに比べてしばしば予想しにくいことである。これはポートフォリオが会計単位として提案された理由でもある。しかしながら、オープン・ポートフォリオであるという前提で、残余/単一マージンのすべてが契約のカバー期間の終了時までには解放されることを確実にしめるため、提案された規準に基づくサブ・ポートフォリオへのさらなる配分が必要となる。

スタッフは、会計単位に関する提案アプローチを説明するための簡単な例と図表(図1)を作成した。

図 1. 2011 年 12 月の IASB・FASB のアジェンダ・ペーパー71/771(題名:会計単位概要)からの抜粋



当初認識におけるビルディング・ブロックを決定するため、一体で管理される契約は、リスクの類似性と収益性の予想に基づき1つのポートフォリオにグループ化される。すべての契約について、予想キャッシュ・フローの現在価値は、リスク調整を算定するため、各ポートフォリオ内で集計される。このリスク調整は、結果的に集計されたリスクをどのように捉えるかということと、ポートフォリオの最終的なキャッシュ・フローが予想を超過するというポートフォリオのリスクにポートフォリオが晒されることに対して要求する対価によって決まる。

企業が、プールしたリスクからの分散効果を企業レベルで考慮する場合、その企業レベルがリスク調整を算定するための会計単位となる。

その後、保険者は、会計上の利益を認識しないための金額として残余マージンを算定するため、そのリスク調整を個別のポートフォリオに戻って配分する。しかしながら、ポートフォリオ・レベルでの残余マージンが負値の場合、初日損失として即時に損益計上する。

この結果できあがったポートフォリオの負債は、保険契約の開始日、予想満期日およびリスクからの解放パターンに基づき、サブ・ポートフォリオ(群団)に細分化され、各群団は配分された残余マージンの残高を有することになる。

その後、残余/単一マージンは、群団レベルで各報告期間の損益へ規則的に解放される。また残余/単一マージンは、保険者が負債評価の前提条件を

(ポートフォリオ・レベルで)再評価することにより生じるアンロックの調整項目について調整される。

オープン・ポートフォリオへの会計単位の適用についてのデロイトの見解(公開草案に対するデロイトのコメントレーターからの抜粋)

オープン・ポートフォリオのリスク調整を算定するための適用指針

公開草案は、ポートフォリオがしばしばオープン・ポートフォリオであるという事実に対応していない。この特徴に対応することは、新基準書を統合的に適用するための基本である。公開草案のポートフォリオの定義は、(ポートフォリオに対する)リスク調整および(群団に対する)残余マージンを算定するため、新契約に関連する将来キャッシュ・フローを群団に配分する必要がある場合、非常に目的適合性がある。実務では、保険者は最初にリスク調整を群団に配分し、それから残余マージンを算定する必要がある。すなわち、新契約に関連する概念が公開草案では抜け落ちている。マージンを算定するために採りうるアプローチは、新しい群団を含む場合と含まない場合それぞれについてポートフォリオ・レベルで算定し、両者の差額を新しい群団の残余マージンとすることである。

このプロセスは、保険者がその選択した頻度(例えば、日次、月次、四半期等)で使用することができるオープン・ポートフォリオの会計アプローチを導入するように見える。もっとも、財務諸表の発行が群団に時間的な制約を設定するようにも見える。言い換えれば、ほとんどの場合において、1つの群団は、ある財務報告年度に発行された契約のうち、あるポー

トフォリオの一部であり、「時期」と「利益解放パターン」という他の 2 つの特徴を共有するすべての契約を含むと仮定することは筋が通っているように思われる。

スタッフの提案により活発な議論が行われ、両審議会の理事は、FASB がリスク調整負債を好まないという事実があるにもかかわらず積極的に貢献した。この議論の結果として、IASB は「リスク調整の計算方法がリスク調整の全体的な目的を達成する限り、リスク調整を算定する際の会計単位を規定すべきではない」という提案を支持することを決定した。この決定は、コメントレーターに対応するものであり、公開草案からの大きな変更を意味する。FASB はリスク調整アプローチを支持しないため、この論点について投票しなかった。

公開草案は、リスク調整はポートフォリオ・レベルで算定されると提案し、他のポートフォリオとの負の相関（例えば、死亡リスクは生存リスクと負の相関がある）から生じる分散効果の便益を考慮することを禁止している。当時、分散効果を考慮することを認めないとした主張の1つは、流用性の欠如であった。ここで流用性とは、あるポートフォリオの剰余を他のポートフォリオの欠損を穴埋めするために使用する保険者の能力である。大多数の回答者は、保険契約のプライシングは保険者が享受可能なリスクの分散効果を反映しており、会計ルールの結果でしかない損失の認識を避けるため、このリスクの分散効果が測定に反映されるべきであるとコメントした。スタッフは、リスク調整の目的が、特定の保険者が最終的なキャッシュ・フローが予想を超過するリスクに晒されることに対して要求する対価を測定することであることに言及することで、本提案の理由を要約した。現在履行価値モデルにおけるリスク調整は企業固有のものであるので、企業の経営者がその決定に際して考慮するであろうすべての要因を織り込むべきである。

この決定には、いくつかの含意がある。

・最終的なキャッシュ・フローが予想を超過するというリスクに晒されることに対して要求する対価の金額を算定する際に、報告企業が他のポートフォリオから享受されるリスクの分散効果を考慮する場合、リスク調整の測定にこれらの分散効果を含めるべきである。これは、ポートフォリオ・レベルでの残余マージンの算定にも影響し、保険者がポートフォリオ相互間の分散効果を認識する場合、結果的に残余マージンはより大きくなる。

・企業の法的構造がリスク調整に影響を与えるだろう。連結グループが、グループにまたがる有効な保険契約の一部のみを有している各子会社よりも大きな分散効果を享受できる場合、同じグループの中で、報告企業レベルに応じてリスク調整は異なる。

・保険者は、リスク調整の測定に目的適合性のある分散効果のレベルを決定するための方法と、新しく発行された契約からの残余マージンを計算するために個別のポートフォリオに戻ってリスク調整を配分するための方法を開発する必要があるだろう。

・各報告企業レベルにおいて、より膨大なデータを収集し、追跡しなければならないだろう。それはリスク調整を算定して個別のポートフォリオに配分するためであり、また、各報告期間における分散効果の測定を更新するためである。そのためには、個別のポートフォリオのリスクプールのありのままの変動だけでなく、相関および流用性という、より複雑な特質も考慮すべきである。

残念なことに、会計単位に関する残りの議論は実りあるものではなかった。IASB と FASB はともに、ポートフォリオの定義に類似の収益性予想という規準を含めるスタッフ提案に同意しなかった。ポートフォリオ内の採算の取れる契約と不採算な契約を相殺できなくなるばかりでなく、複雑性を増大させ、またあまりに多くのポートフォリオを生じさせるという懸念が示された。議論の後、両審議会は、類似のリスク、契約の境界線の定義に基づく類似の経済的デュレーション、およびリスクからの解放の類似のパターンという規準に基づき、ポートフォリオの定義を改訂することに合意した。

ポートフォリオの定義が「類似の収益性予想」規準を除外することによって拡大する場合、不採算な群団の取扱いのため、群団ごとに残余マージンを配分する根拠についてさらなる検討が必要かもしれない。

リスク調整負債の評価についてのデロイトの見解 (公開草案に対するデロイトのコメントレーターからの抜粋)

ポートフォリオの定義を支える適用指針がない。このことは、実務におけるばらつきをもたらす場合がある。我々は、異なる法的構造に対してポートフォリオがどのように定義されるかを説明する指針が最終基準書に含められるべきであると提案する。我々は、ポートフォリオの定義が保険者の法的構造により影響を受けないのであれば、財務諸表利用者にとってさらに目的適合性があると考え、ポートフォリオの

分散効果の利用を許容する強制可能な企業間の合意が存在する場合、ポートフォリオの分散効果の程度は報告企業が連結される最上位のレベルで決定されることを説明するための指針が最終基準書の中で開示される必要がある。

我々は、組成された他のポートフォリオから保険者が享受できる分散効果を保険契約ポートフォリオ負債に含めることは、当該負債の忠実な表現ではないと考える。

さらに我々は、ポートフォリオ・レベルで再較正アプローチを利用する我々の提案がポートフォリオの定義の適用に貢献するとも考えており、我々の提案を適用指針に含めるべきと考える。

我々は、保険者がリスク調整を算定する場合、保険者が考慮するポートフォリオは、定義された保険契約のグループだけでなく、これらの保険契約群を再カバーするために購入した再保険契約を含むことを、審議会が最終基準書の中で明記すべきであると考える。購入した再保険契約の便益を考慮する前後それぞれのリスク調整の計算は、再保険資産を測定するために使用されるだろう。

特に我々は、報告企業が契約ポートフォリオのリスク調整を算定する場合、分散効果の利用を許容する強制可能な企業間の合意が存在しない限り、その数値は企業グループ内の親会社または兄弟会社が保有する契約からの分散効果を反映すべきでないと考える。報告企業レベルで保有する契約が、親会社または兄弟会社レベルで保有する契約と類似しており、それらの契約が報告企業の親会社によって単一のプールとして一体で管理されている場合であっても、この制限は存在する。例えば、報告企業が子会社 A であるとすると、子会社 A が、子会社 B が発行した契約または子会社 A と子会社 B の親会社が保有する契約を考慮するのは、これらの分散効果の利用を子会社 A に許容する強制可能な企業間の合意が存在する場合のみである。

発生保険金負債の割引と実務上の簡便法の利用可能性

スタッフは、保険料配分アプローチにおいて、(割引による影響が重要な場合に)発生保険金に係る負債の割引を要求する以前の決定事項を再確認するよう両審議会に求めた。両審議会の議長は、ハブ・グローバル・インシュランスグループが、関係者へのアウトリーチ活動を含む、両審議会のデュー・プロセス(必要な手続)を完了させるために、発生保険金負債の割引に係るセッションの延期を要求してきたことを報告した。しかしながら、両議長は、この重要なトピックに対する必要な手続は現段階で完了しており、12月の合同会議での議論は有効であると評価した。両議長は、スタッフおよび両審議会のメンバーに対し、その前提で検討を進めるように求めた。

スタッフは、特定の会計基準、特に USGAAP では、現在、損害保険の発生保険金負債について割引計算が行われていないことに言及した。スタッフはアジェンダ・ペーパーの中で、多くのコメント提供者が、多くの損害保険会社のビジネスモデルと整合しないこと、財務情報の目的適合性を低下させ、かつ潜在的に信頼性を低下させることを理由に、保険料配分アプローチにおける発生保険金負債の割引に反対していることに言及した。

しかしながら IASB と FASB はともに、(IFRS と USGAAP にはともに重要性についての指針が既に存在するので)重要性の追加指針を示すことなく、影響が重要である場合に割引を要求する一般原則を全員一致で支持した。貨幣には時間価値があること、および貨幣の時間価値は資産評価の暗黙の要素であるため保険者のビジネスモデルに不可欠な要素であることへの言及があった。割引前ベースで発生保険金負債を計上することは、資産と負債のミスマッチを引き起こす可能性が高い。

価値ある割引前の情報が失われてしまうことへの懸念に対応するため、現行の財務諸表に含まれる割引前の負債の情報は、10年間のクレーム・ディベロップメント表も含め、引き続き開示されることが同意された。

保険料配分アプローチに適切な契約に関して、両審議会は、発生日から12ヶ月以内に支払われると予想される発生保険金負債のすべてに割引を要求しない実務上の簡便法を全員一致で承認した。

この決定には、いくつかの含意がある。

・発生日から12ヶ月以内に決済されると予想される部分のみが割引対象外となることを確実にしめるため、割引前の発生保険金負債を各報告日に再評価する必要がある。実際の決済パターンについての統計的な情報により、保険者は、直近の報告期間に発生した新しい保険事故に係る決済見込みを再検討しやすくなるだろう。

・当初認識からビルディング・ブロック・モデルで会計処理される保険契約から生じた発生保険金負債に対して、実務上の簡便法は適用されない。これらの保険契約は、契約ライフサイクルにおける保険事故発生前と後の局面で変わることなく、同じ単一のモデルで会計処理される。

短期契約の割引に関するデロイトの見解（公開草案に対するデロイトのコメントレターからの抜粋）

我々の提案する短期契約の会計モデルにおいて、保険料はカバー期間にわたって収益計上されるため、負債は、既報告損失、既発生未報告損失、保険金請求処理費用および決済費用を含む、カバー期間中の発生損失に対して認識される。負債はビルディング・ブロック・アプローチの原則を使用して認識され、そこでは確率加重されたキャッシュ・フローの現在価値ならびにキャッシュ・フローの最終的な金額および時期に関する不確実性に対処する明示的なリスク調整が含まれる。

不利な契約

ビルディング・ブロック・アプローチと保険料配分アプローチはともに、カバー開始前の期間に不利な契約テストを要求している。加えて、保険料配分アプローチでは、カバー期間中においてもこのテストが必要とされている。

IASBとFASBはともに、スタッフの提案に対して幅広く合意した。しかし、これらの提案には、保険料配分アプローチにおける割引についての実務上の簡便法の影響が含まれていなかったため、この論点は2月の合同会議でさらに検討された。

両審議会により支持された提案には、公開草案で定義された不利な契約の定義を再確認することと、不利な契約テストが各報告日に要求されるわけではなく、事実および状況が不利な契約テストを要求している場合（トリガー・イベント）にのみ実施する必要があることへの合意とが含まれる。最終的に、これらの共通原則がカバー開始前およびカバー期間中における不利な契約テストの実施にあたり適用されることが合意された。

有配当契約

2011年11月、FASBは、有配当契約負債の測定、すなわちキャッシュ・フローの一部または全部が裁量性のない業績連動の有配当性から生じる場合の測定は、裏付けとなる商品のIFRSまたはUSGAAPにおける測定基礎を反映する(ミラーリング)というIASBの考え方に同意した。有配当契約は、保険契約者が、関連する契約種類、特定の資産またはその双方、あるいは保険者自身の有利な運用成果の配分に参加する権利を与えられる契約である。

12月の合同会議で両審議会は、このコンバージェンスされた決定事項が、以下の2つの方法のうちの1つによって適用すべきであることを明確にした。

・「通常の」ビルディング・ブロック・アプローチを使用する。ただし、裏付資産の会計上の測定に反映されない価値の変動(例えば、償却原価で測定されるため)は考慮しない。

・裏付資産の会計上の測定基礎を直接反映するようなビルディング・ブロック・アプローチ(すべての保証およびオプションの会計処理)を開発し、裏付資産の価値の変動のうち会計上の測定に含まれない部分を除く。

FASBは、会計上の測定に反映される裏付資産の価値の変動を保険負債に含めることを選好した。

同じ会議において、両審議会は、組込デリバティブに係る会計ルールで分離処理されない保険契約の組込オプションと保証の会計処理、およびそれらが有配当契約負債の中でどのように会計処理されるかについて検討した。多くの有配当契約は保険契約者に最低保証(例えば、死亡給付金、投資リターン)を提供し、有配当性のダウンサイドのリスクから保護している。両審議会の理事は、最低保証が機能しているシナリオでは負債を測定するために使用するキャッシュ・フローは保証のキャッシュ・フローとすべきであり、裏付資産のキャッシュ・フローとすべきではないことに同意した。両審議会は全員一致で「保険契約に組み込まれたオプションおよび保証が、金融商品の要求事項を適用する際にデリバティブとして別個に会計処理されない場合、保険契約の義務の全体の中で、現在の市場整合的な期待値アプローチを使用して測定すべきである」というスタッフ提案を承認した。

12月に議論された有配当契約に関連する他の論点は、保険契約負債を測定するために使用するキャッシュ・フローは、現在と将来のいずれの保険契約者に帰属するかにかかわらず、既存契約の下で生じるすべての支払を含むべきかどうかという点である。スタッフは、有配当契約の契約条件では通常、特定の裏付資産からの運用成果の一部を当該有配当性に関連する特定の保険契約者グループに支給することが要求されていることを明らかにした。保険契約者が将来の支給の権利を放棄する場合、これらは当該グループへ再配分され、新しい保険契約者が新しい有配当契約を締結したときにそのプールの運用成績を引き継ぐことになる。保険者が義務を負う過去の事象は既存契約の有配当性であり、これは現在および将来の保険契約者に対するアウトフローを生じさせる。スタッフは、債務の相手方が誰であるかを報告企業が知らない場合でも負債が存在することがIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」で規定されていることにも言及した。スタッフはさらに、ある状況、例えば少数の残存保険契約者が多額の未割当剰余を有する場合、保険者が保険契約者以外の当事者(例えば保険者の株主)へ支払を行えるよう規制当局に申請できることがあることを明らかにした。稀ではあるが、法的手続きおよび規制当局の承認の完了が必要とされた有名な事例はすべて、保険契約者の数が減少しても有配当性からの義務が残存するという補強証拠を提供する。

両審議会は、裁量権のない有配当性のような契約上の義務を測定する際、現在と将来のいずれの保険契約者に支払われるものであるかにかかわらず、保険者は保険負債の測定において契約から生じるすべての支払を含めるべきというスタッフ提案を全員一致で承認した。

しかしながら我々としては、この決定が、剰余が必ずしも現在または将来の契約者に割当されない、いわゆる「遺児資産」または「継承資産」の会計処理に対応するものではなく、また、相互会社である保険者が有配当性に関連する剰余を負債として表示するか資本の構成要素として表示するかという論点に対応するものでもないことを指摘しておく。

保険料配分アプローチ

保険料配分アプローチ(PAA)を適用するための適格性規準についての議論が予想されたが、直前で、FASB と IASB の合同会議がキャンセルされ、代わりに1月18日と25日にFASBとIASBは、それぞれ別々に教育セッションを開催した。今回は、この論点を明確化するための4度目の議論である(直近は2011年10月の会議であった)。純粋な教育セッションであったため、質問は2月の合同会議へ持ち越された。

スタッフは、PAAに対する1月のセッションのために、原則主義に基づく適格性規準を新たに提案した。スタッフは、会議が開催される前に、デロイトや他の会計事務所を含む多くの利用者に対して、提案している規準に照らして、様々な保険商品についてPAAの適用が適切かどうかの検証を求めた。会議においてスタッフはこの「検証」の結果を報告し、総じてほとんどの回答者が各商品を整合的に分類したと結論付けた。保証証券、大規模災害保険、長期就業不能保険、役員の損害賠償保険のようないくつかの保険商品、および医療保険と1年定期生命保険の一部で意見の相違が認められた。これは、主として回答者が営業している経済環境や要求される判断の程度が相違することに起因する。また、いくつかの商品にPAAは適格でないとした回答者の多くが、PAAで会計処理される契約には不利な契約テストが要求されるという緩和要素を考慮していないように思われた。

スタッフの新しい提案は、契約開始日に以下の2つの条件のいずれかに該当する場合、保険料配分アプローチではなく、ビルディング・ブロックを使用するというものである。

- ・保険事故発生前の期間において、負債の履行に必要な予想正味キャッシュ・フローに重要な変動が生じる可能性があり、その重要な変動が不利な契約テストによって捕捉されない(予想キャッシュ・フロー規準)。

- ・各報告期間において保険料を配分するために重要な判断が要求される(保険料配分規準)。例えば、カバー期間の長さによって重要な不確実性がある場合である。

当該提案では、以前に提案されたオプションおよび保証に関連する規準ならびにリスクに関連する規準(IASBのみ)は削除され、2月の会議の提案ではさ

らに修正された。

この提案に初めて接したFASB理事の間で活発な議論が行われ、1つ目の規準で不利な契約テストに言及していることへの質問があった。スタッフは、提案のテストは予想キャッシュ・フローの有利な変化と不利な変化の双方を捕捉するものであり、一方、不利な契約テストは1方向のみであることを説明した。一部のFASB理事は、これらのテストが契約単位で行われた場合、ほとんどすべての契約においてキャッシュ・フローに重要な変動が生じると指摘した。ポートフォリオ単位では、予想将来キャッシュ・フローの分布はより安定する。スタッフは、提案したテストは契約単位で実施すべきと主張した。FASBはこれを承認せず、スタッフは提案の論拠を強化するかまたは提案を取り下げることに同意した。スタッフはまた、第2の規準が報告期間内の保険料の配分に関するものであることを明確にした。多くのFASB理事は、四半期や半期報告期間においてほとんどすべての保険契約が当該規準に該当するため役に立たないと指摘した。スタッフは文書を再点検し見直すことに同意した。

両審議会は、PAAがビルディング・ブロック・アプローチ(BBA)の簡便法とみなすべきか、または異なるモデルとすべきかについて質問した。FASB理事は全体としての決定ではないものの、多くの理事が2モデル・アプローチへの強い選好を表明した。IASB理事はPAAを簡便法とみなす傾向にあり、一部の理事は現在の規準の文章では2つのモデルがあるようにみられることを懸念していた。IFRSの観点からはPAAはBBAの簡便法とみるべきであることを明確にすることが提案された。

これらのやりとりをみても、PAAがBBAの簡便法か、または異なるモデルかという根本的な課題がFASBとIASBの見解相違の中心として残っている。また、これにより包括的な適格性規準の開発がさらなる関心を集めている。

1月のIASB会議で、12ヶ月という期間がPAAの使用を許容するのに具合の良い実務上の簡便法であることに、ほとんどの理事が同意した。12ヶ月超のカバー期間の契約にPAAを適用する場合のさらなる適用指針を策定する必要があるかどうかが残された課題である。新たにIASBが提案した12ヶ月の実務上の簡便法を使用して様々な保険商品を再度レビューするため、また、PAAがBBAと異なるモデルかどうかの質問に対する見解のコンバージェンスを達成するため、当該課題は2月の合同会議に持

ち越された。

適格性に関連した多くの課題が 1 月のセッションで取り上げられず、2 月の審議会に持ち越された。とりわけ、適格性規準を満たす契約に対して PAA が許容されるのか、または要求されるのかという論点は、2 月の合同会議に繰り越された。

保険料配分アプローチに関するデロイトの見解(公開草案に対するデロイトのコメントレターからの抜粋)

我々は、ビルディング・ブロックによる測定の実務的な概算値として、短期契約の責任準備金(保険事故発生前負債)のための修正された会計アプローチが存在すべきと考える。このアプローチでは、これらの種類の契約を販売する保険者(通常は損害保険者)に投資する投資家に広く受け入れられてきた包括利益計算書の表示項目に沿って、これらの契約を表示することが認められる。我々は、修正会計アプローチは許容されるべきであり、要求されるべきではないと考える。

しかしながら、保険契約が修正会計アプローチに適格かどうかを判定するために 12 ヶ月の期間で明確な線を引くことは横暴であると思われる。我々は、審議会が、現在 USGAAP で採用されている方法を代替案として検討することを提言する。USGAAP では、保険契約の分類に関して、契約の期間で制限していない。保険者は、IFRS 第 4 号の重要な保険リスクの定義で採用されているアプローチと同様に、短期契約を定義するために選定したパラメータを会計方針として開示することになる。

我々は、提案されている修正会計アプローチの測定手法には同意しない。かわりに短期契約の会計アプローチとして、USGAAP で現在使用されている未経過保険料アプローチに類似したアプローチを審議会が採用するよう提案する。このアプローチでは、短期契約からの保険料は、提供した保険プロテクションの金額に比例して契約の期間にわたって収益として認識される。保険者が保険金支払への対応を求められる期間が契約期間と著しく異なる場合には、保険料は、提供した保険プロテクションの金額に比例して、リスクの期間にわたって収益として認識される。この方法によった場合、保険料は、一般的には契約期間(著しく異なる場合はリスクの期間)にわたって均等に収益として認識されることになる。事後調整の対象となる保険料(例えば、保険料率が遡及的に定まる、または実績に応じて保険料率が定まる保険契約の場合)は、契約期間にわた

って収益として認識される。

ビルディング・ブロックに基づく不利な契約に係る負債は、各報告日において、ビルディング・ブロック・アプローチを使用して算定したポートフォリオの測定値が未経過保険料負債を超過する場合に、認識されることになる。

また、PAA の測定手法、具体的には残存カバーに係る負債の測定と新契約費の取扱いについての議論が行われた。スタッフは、負債の測定について 2 つの選択肢を提示した。

- a) 割引を行わず、かつ、利息を付与しない。
- b) 重要な財務要素を有する契約に対して割引と利息付与を要求する。実務上の簡便法として、カバー期間が 1 年未満の契約に対しては割引と利息付与を要求しない。

IASB 理事の大半は、b)の選択肢を選好した。なぜなら収益認識の公開草案に類似しており、また、12 ヶ月という実務上の簡便法は PAA が適格な多くの契約に適用される可能性が高いからである。FASB の理事はこの点で意見が分かれた。この課題は 2 月の合同会議に持ち越された。

PAA における新契約費の取扱いについての 2 つの提案は以下のとおりであった。

1. BBA に基づく提案

BBA と整合するように直接帰属コスト(FASB においては契約獲得に成功した労力に限る)を含む新契約費を測定し、増分でない直接帰属コストの費用処理を許容する。

2. 収益認識の公開草案に基づく提案

収益認識の公開草案と整合するように、新契約費の測定に増分コストのみを含め、契約のカバー期間が 1 年を超えない場合にすべての新契約費の費用処理を許容する。

FASB の理事はこの提案について意見が分かれた。一部の理事は PAA を BBA に代替するモデルとみて、収益認識の公開草案と整合するように 2 の選択肢を選好した。一部の理事は BBA モデルと収益認識の公開草案とを整合させたいと考え、2 つのプロジェクトを再検討し再度すり合わせることを望んだ。また、一部のコストを資産計上するとともにその他のコストの費用処理を許容することは、測定に不整合を生じ

させるという印象もあった。スタッフはその取扱いを正当化するため、論拠をさらに強化するように求められた。

IASB の理事は BBA に基づく 1 の選択肢を選好した。大半の理事が増分コストをポートフォリオ・レベルで評価することを選好しているが、増分コストをどのレベルで評価すべきかが課題として残った。最後に、表示の観点から、大半の理事は新契約費を独立の資産とはみておらず、保険負債とネットするアプローチを選好した。

新契約費の取扱いは 2 月の合同会議でさらに検討される。

新契約費に関するデロイトの見解(公開草案に対するデロイトのコメントレターからの抜粋)

発生した新契約費は未経過保険料とネットされ、保険料の収益認識額に比例して償却されるだろう。

我々は、公開草案で識別されたこれらの増分コストを、保険契約の期待現在価値に含める考え方に同意する。しかしながら我々は、ビルディング・ブロックに含まれるキャッシュ・フローには、保険契約の発行に関連する直接帰属コストも含めるべきであると考えている。それらの直接帰属コストを含めることは、保険契約の経済的性質と整合している。

我々は、FASB Accounting Standards Update (ASU) No.2010-26 金融サービス—保険 (Topic 944) の以下の記載は、予想キャッシュ・フローに含めるべきコストを識別するために適切なガイドラインであると考えている。ASU には以下のように記載されている:

「従業員の報酬の一部 [中略] および給与関連の福利厚生費のうち、実際に獲得された契約に係る以下のような契約獲得活動を行うために費やした時間に直接関連する部分

1. 引受業務
2. 証券の作成および発行
3. 医務査定および調査
4. 販売員による契約販売

その他のコストのうち、上述した契約獲得活動に直接関連し、契約獲得取引がなければ保険会社に発生していなかったであろうコスト」

次のステップ (Next steps)

合同会議が 2 月 27 日の週に開催された。以下のペーパーが議論予定である。

- 不利な契約
- 不利な契約 — 暫定決定の含意
- 低頻度で重要度の高い事象に対する負債の測定
- アンバンドリング — 財およびサービス
- 保険料配分アプローチ: 1 月のスタッフ提案に対する修正
- 保険料配分アプローチ — 適格性規準
- 保険料配分アプローチ — 手法
- 保険料配分アプローチ — IASB のスタッフの提案
- 保険料配分アプローチ — FASB のスタッフの提案
- 裁量権のある有配当性を有する金融商品 — 要約
- 裁量権のある有配当性を有する金融商品 — 背景情報
- 裁量権のある有配当性を有する金融商品 — 適用される基準
- 裁量権のある有配当性を有する金融商品 — 定義

2 月の会議の結果についてのデロイトの傍聴メモは、審議会での議論終了後直ちに、www.IASPlus.com に掲載される予定である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。